

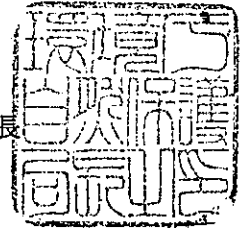


環自施第 2 2 4 号

平成 8 年 9 月 2 4 日

各 都 道 府 県 知 事  
殿  
各 政 令 市 市 長

環境庁自然保護局長



タンクローリー等に係る温泉法第 1 2 条等の運用について

近年、タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンド（以下「タンクローリー等」という。）による温泉の供給が全国各地において行われる等、温泉利用の形態の多様化が進んでおり、このような温泉の利用について、利用者の衛生上の安全の確保が課題となっている。

このような状況にかんがみ、今般、タンクローリー等による温泉の利用について、利用者の人体への悪影響を未然に防止し、その適正化を図るため、温泉法（昭和 2 3 年法律第 1 2 5 号。以下「法」という。）第 1 2 条及び第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととしたので、その運用に遺憾のないよう特段のご配慮を願いたい。

記

1 タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を旅館又は公衆浴場等で公共の浴用に供しようとする者について

（1）法第 1 2 条の規定に基づく許可の適用等

タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を旅館又は公衆浴場等で公共の浴用に供しようとする者は、法第 1 2 条の規定に基づき、公共の浴用に供しようとする

る場所を管轄する都道府県知事又は温泉法施行令で定める市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を要するものであること。

なお、本許可は、原則として、利用施設（温泉を公共の利用に供するための旅館若しくは公衆浴場等における浴槽、温泉スタンド等における蛇口又はこれに類する施設を指す。）毎になされるものであり、その施設又は使用する源泉を変更する場合には、新たな許可を必要とするものであること。

（２）法第１３条の規定に基づく成分等の掲示

法第１３条の成分等の掲示は、利用施設における分析結果に基づき、施設内の見易い場所に掲げて行わせること。ただし、湧出口と利用施設間の成分に差異がないと認められる場合は、湧出口における分析結果に基づき行うことで代えることができること。

また、適応症の掲示も同様であるが、湧出口における適応症については、参考として掲示することを妨げないこと。

（３）その他

必要に応じ、法第１６条の規定に基づく報告の徴収又は法第１７条の規定に基づく立入検査を行うこと。

２ タンクローリー等により温泉を公共の浴用に供しようとする者について

（１）法第１２条の規定に基づく許可の適用等

タンクローリー若しくはポリ容器により、又は温泉スタンドを設けて、温泉を不特定多数の者に浴用目的で供給しようとする者は、法第１２条の規定に基づき、温泉をタンクローリー若しくはポリ容器に注入し、又は温泉スタンドを設置する場所を管轄する都道府県知事等の許可を要するものであること。また、高濃度の硫化水素を含む温泉の供給は、浴槽における利用に際し中毒事故の危険性があることから、許可しないこと。

なお、本許可は、１（１）と同様に原則として利用施設毎になされるものであること。

（２）法第１３条の規定に基づく成分等の掲示

法第１３条の成分等の掲示は、利用施設において直接温泉を不特定多数の者に供給する場合は、１（２）と同様であること。なお、利用者に温泉を輸送する等、利用施設以外の場所において温泉を不特定多数の者に供給する場合は、利用者に対する成分等の伝達に努めさせること。

また、適応症の掲示も1(2)と同様であるが、適応症を掲げてタンクローリー又はポリ容器により温泉を供給するに際しては、薬事法に基づく承認及び許可が必要とされる場合があるので、適宜、薬務主管部局と調整の上対応すること。

なお、成分が変化しやすい温泉又は金属に対して腐食作用を有する温泉にあってはその温泉の特性を掲示又は伝達するよう努めさせること。

### (3) その他

タンクローリー等による温泉の供給に当たっては、定期的な清掃等衛生管理に努めさせるとともに、必要に応じ、法第16条の規定に基づく報告の徴収又は法第17条の規定に基づく立入検査を行うこと。

## 3 タンクローリー等により温泉を公共の飲用に供しようとする者について

### (1) 法第12条の規定に基づく許可の適用等

タンクローリー若しくはポリ容器により、又は温泉スタンドを設けて、温泉を不特定多数の者に飲用目的で供しようとする者は、法第12条の規定に基づき、温泉をタンクローリー若しくはポリ容器に注入し、又は温泉スタンドを設置する場所を管轄する都道府県知事等の許可を要するものであること。また、この場合、「温泉利用基準」(昭和50年7月12日付け環自企第424号環境庁自然保護局長通知)の「第二 飲用利用基準」に適合する供給に限り許可を与えること。

なお、本許可は、1(1)と同様に原則として利用施設毎になされるものであること。

### (2) 法第13条の規定に基づく成分等の掲示

法第13条の成分等の掲示は、利用施設において直接温泉を不特定多数の者に供給する場合は、1(2)と同様であること。なお、利用者に温泉を輸送する等、利用施設以外の場所において温泉を不特定多数の者に供給する場合は、利用者に対する成分等の伝達に努めさせること。

また、適応症の掲示も1(2)と同様であるが、適応症を掲げてタンクローリー又はポリ容器により温泉を供給するに際しては、薬事法に基づく承認及び許可が必要とされる場合があるので、適宜、薬務主管部局と調整の上対応すること。

なお、飲用許容量が定められた温泉にあってはその飲用許容量を、成分が変化しやすい温泉にあってはその温泉の特性を掲示又は伝達するよう努めさせること。

### (3) その他

タンクローリー等による温泉の供給に当たっては、定期的な清掃等衛生管理に努め

させるとともに、必要に応じ、法第16条の規定に基づく報告の徴収又は法第17条の規定に基づく立入検査を行うこと。

#### 4 許可の手續等

上記1、2又は3に該当する者に対し本通知の周知徹底に努めるとともに、現に許可を受けずに温泉を公共の浴用又は飲用に供している者については、平成8年度末までに許可を受けさせること。

#### (参考)

本通知における用語の定義は次のとおりである。

- ① 「タンクローリー」とは、温泉を輸送するためのタンク（容量は問わない）を装置した自動車をいう。
- ② 「ポリ容器」とは、温泉を輸送するためのポリエチレン等の容器（容量は問わない）をいう。
- ③ 「温泉スタンド」とは、不特定多数の者が温泉を浴用又は飲用を目的として入手できるようにした蛇口を備えた施設をいう。